省　令

○農林水産省令第三十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第二十三条の二の五第二項第四号（同法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）及び第八十条第二項の規定に基づき、動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月九日

農林水産大臣　林　芳正

動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令の一部を改正する省令

動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令（平成七年農林水産省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第五号中「のうち、次に掲げるもの以外のもの」並びにイ及びロを削り、同表第二十号を次のように改める。

二十　標識用器具のうち、動物の身体内に留置されるものであって、かつ、滅菌されたもの

附　則

この省令は、公布の日から施行する。